

使用開始日: 2025年10月31日

# ニッポン中小型株ファンド



#### 追加型投信/国内/株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

#### 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

#### <委託会社への照会先>

ホームページ: https://www.smd-am.co.jp

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

#### 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。



## 委託会社の概要



委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2025年8月29日現在)

運用する投資信託財産の 合計純資産総額

14兆9.930億円(2025年8月29日現在)

## 商品分類·属性区分

—————————————————————————————————————				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)		
追加型	国内	株式		

属性区分				
投資対象資産	決 算 頻 度	投資対象地域	投 資 形 態	
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	年1回	日本	ファミリー ファンド	

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分 の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) をご覧ください。

- ■委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2025年10月30日に関東財務局長に提出しており、2025年10月31日にその届出の効力が生じて おります。
- ■ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人 に関する法律 (昭和26年法律第198号) に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ■ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等と の分別管理等が義務付けられています。
- ■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付 いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



2

## ファンドの目的



当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてわが国の中小型株に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

## ファンドの特色



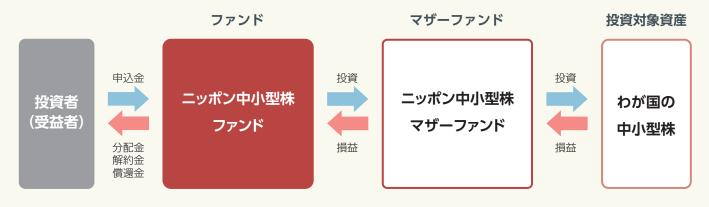
- 1
- わが国の中小型株に実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ■当ファンドは「ニッポン中小型株マザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド 方式で運用を行います。
- ■わが国の全上場株式(上場予定を含む)のうち、相対的に時価総額の小さい株式を主要 投資対象とします。
- 綿密な企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより、利益成長および成長の持続性等を勘案したファンダメンタルズ価値に対して、株価水準が割安と判断する銘柄に投資します。
- 3

年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- ■決算日は、毎年2月2日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- ■委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよび その金額について保証するものではありません。
- ※資金動向、市況動向、残存元本等によっては、ならびにやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。





### マザーファンドの運用プロセス

■マザーファンドの運用は、運用部 リサーチアクティブグループが行います。

投資対象ユニバース

時価総額1,000億円程度\*までの上場銘柄 を対象に、定量基準(流動性、財務基準)等 で絞り込み

\*投資対象ユニバース設定時点

綿密な企業調査に基づく ボトムアップ・アプローチ 利益成長および成長の持続性等を勘案したファンダメンタルズ価値に対して、株価水準が割安と判断する銘柄を選択

投資候補銘柄

マーケット・インパクト等に留意しながらポートフォリオ構築

ポートフォリオ

- ※上記の運用プロセスは2025年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。
- ※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org\_structure01.pdf

### 主な投資制限

- ■株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ■外貨建資産への実質投資は行いません。
- ■デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の 損益を実現する目的以外には利用しません。

### 分配方針

- □年1回(原則として毎年2月2日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- □分配対象額は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- □分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証する ものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

### 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が 支払われるイメージ



- ■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
  - また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。



### 基準価額の変動要因



- ■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ■投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- ■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



# 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- ■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、 既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があ ります。

### リスクの管理体制



- ■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- ■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- ■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス 会議に報告します。



# (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

2

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

# 資産クラスとの騰落率の比較

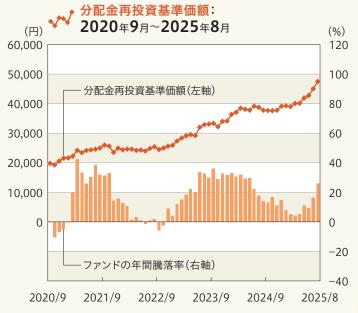
2

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

ファンドと他の代表的な

#### ■ 年間騰落率

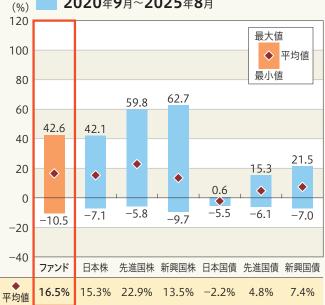
2020年9月~2025年8月



#### ファンド:

2020年9月~2025年8月

他の資産クラス: 2020年9月~2025年8月



- ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### 各資産クラスの指数

日 本 株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
<ul><li>先進国債</li><li>FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</li><li>FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。</li></ul>	
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2025年8月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

# 基準価額・純資産の推移



<sup>※</sup>分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

# 分配の推移

決算期	分配金
2025年2月	300円
2024年2月	1,350円
2023年2月	350円
2022年2月	300円
2021年2月	50円
設定来累計	8,250円

※分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

# 主要な資産の状況

#### ■ニッポン中小型株ファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国•地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.09
現金・預金・その他の資産(	△0.09	
合計(純資産総額	100.00	

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	ニッポン中小型株 マザーファンド	100.09

#### ■ニッポン中小型株マザーファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国·地域	比率(%)
株式	日本	91.88
現金・預金・その他の資産(	8.12	
合計(純資産総額	100.00	

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	ジャックス	その他金融業	2.31
日本	株式	ミロク情報サービス	情報·通信業	2.28
日本	株式	TENTIAL	繊維製品	2.07
日本	株式	VTホールディングス	小売業	1.96
日本	株式	東光高岳	電気機器	1.84
日本	株式	ハードオフコーポレーション	小売業	1.58
日本	株式	三菱化工機	機械	1.52
日本	株式	鴻池運輸	陸運業	1.50
日本	株式	マネジメントソリューションズ	サービス業	1.43
日本	株式	トーモク	パルプ・紙	1.34

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

<sup>※</sup>分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して 計算した価額です。

<sup>※「</sup>主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。



基準日:2025年8月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

# 年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
- ※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
- ※ファンドにはベンチマークはありません。

# お申込みメモ



26-6-6	

**購入単位** お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入 価額 購入申込受付日の基準価額

購入代金 販売会社の定める期日までにお支払いください。

#### 換金時

換金単位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額 換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

#### 申込関連

原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時申込締切時間 30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては

対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

**購入の申込期間** 2025年10月31日から2026年4月27日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

換 金 制 限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止及び取消し

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

#### 決算日 · 収益分配

決 算 日 毎年2月2日(休業日の場合は翌営業日)

年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)

収 益 分 配

分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から 起算して5営業日目までにお支払いいたします。

**分配金自動再投資コース**:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。







4	$\alpha$	441
	נט	

7	り世			
信	託	期	間	無期限(2014年2月3日設定)
繰	上	償	還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 <ul><li>繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li><li>残存口数が30億口を下回ることとなったとき</li><li>その他やむを得ない事情が発生したとき</li></ul>
信	托金0	り限度	額	500億円
公			告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp) に掲載します。
運	用幸	服 告	書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基照	準 会		の法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「ニッポン中小」として掲載されます。
課	税	関	係	<ul> <li>課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</li> <li>配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul>

される場合があります。

※上記は、2025年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更

# ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料

購入価額に**3.3% (税抜き3.0%) を上限**として、販売会社毎に定める手数料率を乗じ た額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

**信託財産留保額** 換金申込受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 保有時

#### 運用管理費用 (信託報酬)

ファンドの純資産総額に年1.815% (税抜き1.65%) の率を乗じた額とします。運用 管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産 から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.80%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社へ の指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の 対価
販売会社	年0.80%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの 指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

#### その他の費用・ 手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- ●監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- ●資産を外国で保管する場合の費用
- ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額 等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。







税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税

普通分配金に対して20.315%

#### 換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税

換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門 家等にご確認されることをお勧めします。
- ※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ) | をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税と なります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入する など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2025年8月末現在のものです。

### (参考情報)総経費率



直近の運用報告書の対象期間(2024年2月3日~2025年2月3日)における当ファンドの総経費率(年率 換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.82%	1.81%	0.00%

- ※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および 有価証券取引税は含まれていません。)です。
- ※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREIT の管理費用等は含まれていません。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書 が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/) から検索いただけます。

